

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書

我が国は、ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）に対し、政府開発援助（ODA）を通じ、民主化や経済発展のための取り組みを全面的に支援してきた。このような中、昨年２月１日に発生したミャンマー国軍による軍事クーデターは、同国の民主化への努力と期待を踏みにじるものである。

また、クーデター以降、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、国軍及び警察による暴力によって、多数の死傷者、拘束者及び避難民が発生している状況は断じて受け入れ難く、強く非難するものである。

この事態に対し、人間の安全保障を外交の柱とする我が国は、ミャンマーに対する最大の援助国である立場を生かし、国際社会とも連携しながら、ミャンマー国民の自由と人権を取り戻すための取り組みを積極的に進めていくことが求められる。

よって、国会及び国において、あらゆる外交努力を尽くし、ミャンマー国軍指導部に対し、民間人への残虐行為の即時停止、不当に拘束された国内外の人々の即時解放、民主的な政治体制の早期回復等を求めるとともに、避難民に対する緊急支援の提供やミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に向けて取り組むよう要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 11 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議 長 百 瀬 輝 和

(宛先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣